

学校の適正規模についての整理メモ

①学校規模

国基準（学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条）

小学校標準学級数 12 学級～18 学級

中学校標準学級数 12 学級～18 学級

（地域の実態その他により特別の事業があるときは、この限りでない。）

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第 4 条に、適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること」（統合する場合は 24 学級まで）とされている。この規定を各学年の学級数にあてはめると、小学校では各学年 2 学級から 3 学級、中学校においては各学年 4 学級から 6 学級編制となる。

また、昭和 59 年文部省助成課の資料「これからの学校施設づくり」には、次のように学級数による学校規模の分類が示されている。

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上



参考 帯広市の状況を当てはめると

(H28.5.1 現在)

小学校数	2	11	12	1		
中学校数	4	5	5			

②学級編制

学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）第 3 条で規定されている 1 学級の児童生徒数を基準として、都道府県教育委員会が定めることになっている。具体的には、1 学級の児童生徒数の標準を 40 人として各学年の学級数が決まり、学級数に応じて教職員の総数が決まる仕組み。

国は、平成 23 年度から小学校 1 年生において、35 人学級を実施。

また、複式学級（数学年の児童生徒が 1 学級で編成される）の編制基準は、小学校 16 人（第 1 学年の児童を含む学級は 8 人）、中学校 8 人。

北海道教育委員会は、平成 16 年度から小学校 1 年生において 1 学年が 2 学級以上あり 1 学級の平均児童数が 35 人を超える学校で、35 人学級を実施。

また、平成 17 年度からは、一定条件のもとで、小学校 2 年生まで対象学年が拡大。

中学校では平成 18 年度から、1 年生において 1 学年が 2 学級以上あり 1 学級の平均生徒数が 35 人を超える学校で、35 人学級を実施。

平成 24 年度から、小学校 2 年生において、条件撤廃で 35 人学級を実施。

③通学区域について

学校教育法施行令第 5 条第 2 項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が 2 校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」と規定されている。市町村の教育委員会は、これを受けて、通学距離、通学時間、河川や幹線道路等の地理的条件、地域の意向や歴史的経緯などを踏まえ、通学区域を定めている。（通学距離は小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内の定めがある。）

⇒第 4 回で論議

④教育に関する意識調査の結果のうち

児童生徒

問 7 小中学校の一学年あたりの学級数はどの程度が良いと考えますか。

問 8 問 7 で回答した理由に近いものを 2 つ以内で選んでください。

問 9 小中学校の一学級あたりの児童生徒数はどの程度がよいと考えますか。

問 10 問 9 で回答した理由に最も近いものを 1 つ選んでください。

保護者

問 9 小中学校の一学年あたりの学級数はどの程度の範囲が適当と考えますか。

問 10 問 9 で回答した理由に近いものは何ですか。

問 11 小中学校の一学級あたりの児童生徒数はどの程度がよいと考えますか。

問 12 問 11 で回答した理由に最も近いものは何ですか。

⇒現在集計中 第 4 回で報告

⑤小規模校のメリット及びデメリット（資料 12-1）

部活動の状況（資料 12-2）

教職員定数配置基準（資料 13）

⑥適正規模・適正配置等に関する国の手引（資料 9）

（望ましい学級数の考え方） P9

○望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上）であることが必要となる。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられる。

- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となる。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられる。

（学校規模の標準を下回る場合の対応の目安） P11

- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれる。

⑦平成18年9月作成の「帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」
（資料10-2 P7）

	小学校	中学校
1学年当り	2～4学級	4～6学級
1校当り	12～24学級	12～18学級

【理由】

- クラス替えを通じて、多様な価値観や考え方をもちた仲間と触れ合える学校規模
- 部活動等において多様な選択肢を提供することができ、活気が生まれる学校規模
- 中学校では、指導時間数が多い5教科に複数の教員を配置できる学校規模 など



本市の実情に即した適正規模の考え方の整理